

大学研究生の在籍料免除に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、大学研究生に関する規程第7条第2項第3号に規定する在籍料免除の基準等について定める。

(免除基準)

第2条 生計を一にする世帯の所得金額が、独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）が規定する第一種奨学金（無利子貸与）の所得上限額の目安の2分の1以下である場合、在籍料を免除する。

(免除手続)

第3条 上申は、指導教員の添書を付した稟議書をもって行う。

(免除額)

第4条 免除額は、免除事由の内容を斟酌し、全額免除又は半額免除のいずれかとする。

(既定の改廃)

第5条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則 この規程は、平成21年9月17日に改定し、平成21年10月1日から施行する。